

## 臂曲地区岩石採取町民意見交換会（町主催）会議録

日 時 令和7年4月23日（水）19:00～20:25

場 所 遊佐町役場 議場

参加者 名簿記載参加者：75名

### 1 事業計画の概要説明

配布資料に基づき事務局より説明

### 2 意見交換 ○質問者 ●回答者（町）

○ 1点目、平成25年12月8日に締結された、公有地化の覚書の有効期限はまだあるのか。その協定書の期限は28年12月の初めに終わっているはずなので、覚書の効力も当然なくなっているという認識。

2点目、平成28年の12月に終わった岩石採取の跡地の緑化はなぜ行われなかったのか。廃止届は2、3年後でいいという件を、県の担当者が回答しているが、採石法では遅滞なく届けることになっているはず。山形県の行政処分について教えてほしい。

また、掘削の2メートルという1つの目安は、水脈だけでなく水質を保全する必要がある場所だという解釈で認識している。

これから審議会後にどういう判断をするかわからないが、条例や規則に照らし合わせれば、この事業は規制対象事業に、認定するべきだと思う。

公害等調整員会では、他行政の許可の見通しがないものは認可しないという取り決めだったと思う。町の審議会でも規制対象事業と認めて許可しなければ、法律上認可はできないはずなので、それを踏まえて対応をお願いしたい。

● 最初の質問の公有地化の覚書の件については、合意にいたらず公有地化ができなかった。合意ができなかった時点をもって、その覚書の効力は終了したという認識。

一昨年から事業者と県、町の三者で何度か現地確認を行い、緑化の話もしていたが、なかなか進んでいない状態。そのため、県に再度はたらきかけを行っていききたい。

○ 私は地質調査をやっており、その見地でお話すると、雨水は一滴一滴が気の遠くなるような時間を経て、地面に浸透していくもの。ただ、岩石採取を行っている場所は、表土が削られているため、雨水は行き場所がなくなっている状況。

○ 前事業の植栽がまだされていないことから、前の事業のような掘削計画では、植栽ができないと思う。まずは、第一次の事業が完全に終了しているのかどうかを町として精査して判断してから次に進むべき。

● 現地については、最終認可された事業が終わった状態。採石を終了する場合は、緑化をして廃止届を提出する必要がある。ただ、川越工業が廃止届を提出していない理由は把握していない。山形県が指導する立場にあるため、本日いただいたご意見については、山形県にしっかり伝える。

○ 岩石採取は、業者から2名の保証人が必要だと認識しているがどうか。

● 当事業者については、町の条例に基づいて現在審査をしている段階。町が規制対象事業に非認定をしない限りは、県へ採石事業の認可申請ができないので、現状ではわかりかねる。

○ 先ほども出た植栽の件だが、業者の方の持ち帰り案件であった。町の意見交換会までに、現状の報告と将来の計画をお願いしていたので、その状況はどうか。

また、計画図をみると、杉を植えるということだが、資料の数値は正しいか。

● 4月18日の事業者説明会時には、後日町に回答を提出するということがあったが、まだ提出がない。また、計画図の杉の植栽の数値については確認する。

○ 前の採石地には杉を植栽するという計画だったと記憶している。この場所は、岩盤であるため表土もないので、しっかり土壌試験を実施して、その地盤にあったような植栽をするよう町の方からも厳しく伝えて欲しい。また、遊佐町水循環保全審議会の委員構成を教えてください。

● 委員は8名。1号委員として遊佐町環境審議会の委員が2名。2号委員として、農林水産業関係団体からの代表ということで、4名。庄内みどり農協、月光川土地改良区、北庄内森林組合、箕輪鮭漁業生産組から1名ずつ出ている。更に、3号委員として、学識経験者2名という構成となっている。

○ 私も林業関係の仕事をやってきた経験からお話すると、この岩石採取した表土のない急斜面に杉を植えて育つということは、林業的な発想から言えば有り得ない。

また、適地適木という点では杉は谷間の方に植栽するもの。この箇所であれば、せいぜい植えても萩やまめ科の低木だと思う。現在建設中の吹浦の高速道路の斜面に杉を植えて育つか

どうかということを考えてみるとわかると思うが、前回の場所も含めて今回もそもそも無理な植栽計画だと思う。

○ 工事期間というのは決まっていると思うが、普通であれば、完了届は終了後に停滞なく写真等を添付して提出するというのが、普通だと思う。

また、断面図で地質が確認できるが、雨が降ったときは、水位が変わるはずなので、山の高い場所の水位がずっと一定の高さであるという報告はおかしいと思う。

岩盤があればそれに沿って水は流れていくと思うので業者が都合のいいように作った図面にしか見えない。それ以外にも、ボーリングを行って地下水を調べたという事だが、どのようなボーリング調査をしたかによって内容が変わってくると思う。

● 岩石採取事業については採石法に基づいて、県に許認可権限があるため、事業者が提出した計画に県が認可を出すという形。県ではその最終の状態を確認するという事で、完了したかどうかという点については、町は認可権者ではないために把握できていない状況。

○ 林地開発の申請を提出するという事は、許可事業なわけなので、着手と完了の日は決まっている。その期限までに全て植栽を行い、写真と図面を添付して、遅くとも1ヶ月以内くらいには提出するのが基本となるはず。

● 林地開発の届出の関係ということで、森林法に基づく手続きについて着手届と完了届が必要というご意見であった。採石法についても県に確認をしながら、進めていきたい。

前回の採石期間が終了した時点で認可計画通りに終わっているという認識でいた。その点については、採石法に基づく県の許認可或いは県の監督の権限のところなので町は確認ができていなかった。町としての権限もないため知りえていなかったということをご承知おきいただきたい。

○ 現在白鷹で問題になっているが、遊佐町でも水道水への影響が考えられると思う。地下に浸透していった水が水源となるため、植栽等は非常に重要な問題。町として次の事業は着手させないという姿勢で向かって欲しい。

○ 林地開発に関わった立場としては、林地開発で造成森林がある場合は、その植栽を、検査して確認して初めて完了となる。おそらく前事業分の造成森林ができてないということは、完了届を出さずに延長しているからだと思う。

その事業が終了する前に新しい事業申請を提出するという事は極めて信用できない不誠実な会社だと思う。

○ 4月18日の事業所説明会や本日のこの意見交換会の内容を町民の皆さんに知っていただきたいと思う。町としてはどのような形で今回の内容を公開するのか。

● 町がすぐできる事として、ホームページで公開する形で対応したいと考えている。本日の意見交換会の内容につきましても町民の皆様方にもお伝えをしていく予定。

○ 多くの方が採石現場を見たことがないと思うので、関心を持ってもらうために採石現場を見てもらう場をつくっていただきたい。

○ 事業者による説明会では満足な資料もなく、質問が出れば、持ち帰っての検討や大学の先生への確認が必要という状況だったので、社長や専務といった方々が参加されないことに疑問を持った。ただ、そういった企業の対応は別として、町は毅然とした態度で今回の件について対応をお願いしたい

○ 事業者による説明会で採石をどこに納入するか質問を行い、その時点で業者の方からは、回答はなかったが、翌日の山形新聞に洋上風力の基地港湾である酒田港の整備に使用予定という記事が掲載された。つまり、今回の事業申請で採掘される砕石が洋上風力事業に繋がることとなっている。この申請が通らないと洋上風力の港湾工事ができないと受け取れるがどうか。

● 鳥海山の岩石が従来からそのような港湾工事に使用されてきたという認識はある。ただ、今回の申請がそれに直接繋がっているのかというようなことは把握していない。新聞報道ではそのような情報だったが、事業者がどこから調達をするかは現在わかりかねる。

○ 法律はあるが、民意が大事であり、それに勝るものはないと思います。

● 私たちとしても、重要なポイントの1つとしてとらえている。

○ 岩石採取という問題は、町民にとっても重大な問題なので、この意見交換会での皆さんの意見をたくさんの町民の人に知ってもらいたい。ホームページでは、限られた人しか見ることができないと思うので、広報でも特集ページで記事を掲載してお知らせしていただけないか

いか。

● 広報ではタイムリーに出せるかどうかという課題はありますが、お伝えする内容を検討させていただきたい。

○ 町民だけでなく、この遊佐町のお米を食べている生活クラブ生協の40万人の消費者の方々もこの問題に関心を持っている。お米を作って生活している我々農業者にとっても、水というのは非常に大切なものであり、またそれを食べてくれている組合員も同じ。以前と同様に、また署名運動しなければいけないという状況だと思う。遊佐町としても民意を大切に、しっかり町民の意見に沿えるような行政判断をしていただきたい。

○ 前回の川越工業さんの説明会の時の質問事項への回答がいただけていないということだった。次の議論をする前に、その回答をいただいてこのような意見交換会を再度開き、しっかり議論をして次のステップに進めるようなスケジュールでお願いしたい。